

## 令和5年度 冬季休業中及びその前後の校外生活指導について

鹿屋市校外生活指導連絡会

~~~~~ は、各地域校外生活指導連絡会での強調指導内容です。

鹿屋市校外生活指導連絡会の共通理解事項として「冬季休業中及びその前後の校外生活指導について」を作成しました。各学校で冬季休業中の「生活のしおり」等を作成する際の参考にしてください。

### 1 家族みんなで明るい家庭づくりに努めよう。(子どもたちへ)

- (1) 1年間の反省をもとに、新年の計画を立て、自学自習によって学力の充実を図り、規則正しく毎日の生活を送ろう。
- (2) 自分から進んで、あいさつ等をしよう。
- (3) 悩みなど一人で抱えずに、親子・家族でもっと話をしよう。
- (4) 親や家族といっしょに汗を流して働く機会に参加するとともに、家族の一員としての役割に責任をもって、最後まで果そう。
- (5) 地域での青少年活動や郷土行事などに進んで参加しよう。
- (6) 感動し、豊かな心を養えるようなテレビ番組、映画等の鑑賞や読書をしよう。
- (7) お年玉やお小遣いは、無駄遣いをしないようにしよう。
- (8) 年賀状等を通して近況を報告し、心の通い合いをさらに深めよう。

**(保護者の責任において) ※各種感染症の感染防止への取組を継続して行いましょう。**

- ※ 子どもが立てた計画の確認、実施の見届けをしましょう。
- ※ 親、大人がまず態度で手本を示しましょう。
- ※ 親子の心のふれあいを大切に、家族間の会話に努めましょう。
- ※ 子どもの勉強部屋であっても閉ざされた空間にせず、1日1回は親が見届けるよう心がけましょう。
- ※ 子どもといっしょに勤労体験する場を多くもつとともに、子どもにも家族の一員としての役割を与え、責任を持って果たさせましょう。
- ※ 家庭や地域社会との連携・協力を図りながら、子どもたちを健全な青少年活動や郷土行事等に積極的に参加させましょう。(第3土曜日は青少年育成の日です)
- ※ 子どもの豊かな心を育むような芸術・文化等との出会い・感動の機会をもたせましょう。
- ※ 不健全な本、DVD等の購入・視聴がないように、地域ぐるみの環境浄化及び健全育成の広報活動並びに地域の連絡会を持つようにしましょう。
- ※ 保護者同伴の場合でも、子どもたちは午後10時までには帰宅させましょう。

### 2 事故防止について(子どもたちへ)

- (1) 火遊びは絶対しない。また、たこ揚げ等による感電事故がないようにしよう。
- (2) 交通規則を守り、交通事故防止に努めよう。特に、道路への飛び出しや自転車・単車等による交通違反(無免許運転・速度違反・定員外乗車・ヘルメット不着用・信号無視・無灯火・整備不良等)をせず、交通事故に遭わないようにしよう。
- (3) 自転車・単車による遠乗りはしない。ヘルメットはあごひもをしっかりとめて、正しくかぶるようにしよう。(保険の加入)
- (4) 安易に他人の車に同乗しない。また、暴走行為に参加しない。
- (5) 旅行、登山、アルバイト等は、必ず事前に保護者の承諾を得て、学校に届けるようにしよう。
- (6) エアガンやナイフの所持・使用は絶対にしない。
- (7) 知らない人に声をかけられても、ついていかない。知らない人の車には絶対乗らない。

**(保護者の責任において)**

- ※ 子どもたちの命、健康・安全を守り、健全に育てるために、親(家庭)だけでなく、学校や地域の方々、関係機関・団体とも連携し、積極的な声かけ、確認・見届けを心がけましょう。

### 3 非行防止について(子どもたちへ)

- (1) 重点事項
  - 午後5時までには、帰宅するようにしよう。
  - 外出する時は、学校で決められた服装をするとともに、いっしょに出かける人や行き先や帰宅時刻を必ず家の人に告げるようにしよう。
  - 夜間外出や外泊は、絶対しない。 ○ 望ましい交友関係を築き、性被害の防止に努めよう。
  - プリクラコーナー等に大勢で集まったり、迷惑行為(さわぐ・仮装等)したりしない。

(2) 禁止事項

※ 本人または保護者等が罰せられる場合があります。

- ・喫煙 ・万引き ・窃盗 ・飲酒
- ・暴力行為 ・**空き家侵入**
- ・金銭強要 ・薬物乱用
- (シンナー, 覚醒剤, 脱法ハーブ等)

(3) 店頭への出入り

| 保護者同伴でも禁止                                                                                                      | 保護者同伴であれば可                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・パチンコ店 ・盛場</li> <li>・漫画喫茶</li> <li>・ネットカフェ</li> <li>・ゲームセンター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケボックス</li> <li>・ボウリング場</li> <li>・ゲームコーナー買い物等で離れる場合：不可</li> <li>・プリクラコーナー</li> </ul> |

(4) 携帯電話・スマートフォン等

- 小・中学生は9時オフ、高校生は10時オフを守ろう。
- 家庭で決めたルールもふくめ、利用する時のルールやマナーを守ろう。
- インターネット端末（携帯・スマートフォン・ゲーム機・音楽プレーヤー等）の使用をめぐり様々なトラブルに巻き込まれないように気を付けよう。
- 個人情報、画像等を無断でインターネットにアップしないようにしよう。

**(保護者の責任において)**

- ※ 常に子どもへの目配りを忘れず、確かに見守りながら、ささいな変化も見逃さず、他と連携・協力しながら、未然防止、早期発見・対応に努めましょう。(ゲームコーナー等への立ち寄り、恐喝、誘惑等の犯罪に巻き込まれるなどの危険性が心配されます。)
- ※ 携帯電話等に関し、新しい情報にも関心をもち、子どもの使用にあたっては、**必ずフィルタリングサービス(フィルタリングアプリ)を設定し、SNSの利用には十分注意しましょう。**
- ※ インターネット端末の使用に関する市P連の宣言(9時オフ!)を踏まえ、保護者の責任のもと、スマートフォン・ゲーム機等の情報機器の使い方について、再度子どもと十分話し合ひましょう。

4 いじめ問題について(子どもたちへ)

- (1) いじめをすることは、人間として絶対に許されません。自分も友達などの他の人も大切に尊重して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ようにしよう。
- (2) いじめに関する悩み等、身近な友達や大人の人などに相談をしたり、各相談機関なども利用したりしよう。
- (3) パソコン、携帯電話、スマートフォン等を利用するときは、インターネットやメール(SNS)等を使うためのルールやマナーを守り、他の人が嫌がる、あるいは不安を感じるようなことをしない。

**(保護者の責任において)**

- ※ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」また、「どの子どもにも起こり得る」ということを十分に認識し、「いじめは絶対にしてはならない」、「大人はいじめられた子どもを必ず守る」ということや「かけがえのない命を大切に、決して自らの命を絶てはいけない」ということをしっかり伝えましょう。
- ※ 子どもの日常生活(表情、服装、所持品、言動、交友関係、食事等)に絶えず注意し、いじめのサインを見落とさないようにしましょう。
- ※ 地域の各組織(補導員、民生委員・児童委員、地区公民館、子ども育成会、スポーツ少年団指導者等)との連携に努め、情報交換しながら、いじめの未然防止と早期発見について継続的に取り組みましょう。
- ※ ネットいじめ等についても理解を深め、ネット上は公の場であり、ルールやマナーを守ることの大切さを教えるとともに、保護者が関わりをもって、子どもと話し合い、家庭のルールを作り、安全・安心に利用できるようにしましょう。

◎ 連絡網等を作成、活用し、緊急の場合に備えましょう。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 鹿屋警察署     | 0994-44-0110 |
| 学 校       | 0994-42-2770 |
| 消 防 署 119 | 緊急の事件・事故 110 |

**「子どもたちのケータイ・スマホ・ゲーム機等によるインターネット利用に関する宣言」(H28.1.16)**  
(鹿屋市P連、鹿屋市校外生活指導連絡会の)共同宣言

- 私たちは、子どもたちの未来のために、次のことに向き合い、語り合い、学び合います。
- ① 子どもを守る責任は保護者にあることを自覚し、家庭での情報モラル教育に努めます。
  - ② 子どもの心と身体を守るために、利用するときは、ルールやマナーを守らせます。
  - ③ 携帯電話・スマホ・ゲーム機等の利用時間は、夜9時までを基本とします。